

判決年月日	平成21年 8 月27日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事 件 番 号	平成20年（ネ）10063号		
○ 1 著名人の氏名・肖像の使用が違法性を有するか否かの判断基準 2 雑誌記事に芸能人の写真が無断で使用されたことにつき，当該芸能人が自らの氏名・肖像を排他的に支配する権利が害されているものということができないとして損害賠償請求が認められないとされた事例			

（関連条文）民法 709 条

本件は，昭和 50 年代に活動して広く世間に知られ，子供から大人に至るまで幅広く支持を受け，その振り付けをまねることが社会的現象になるなどした女性デュオ「ピンク・レディー」を結成していた芸能人である控訴人らが，控訴人らの肖像写真（本件写真）が被控訴人発行の雑誌記事に無断で使用されたことが控訴人らのいわゆる「パブリシティ権」を侵害する不法行為になると主張して損害賠償を求めた事案である。

原審の東京地裁は，控訴人らの請求をすべて棄却したので，控訴人らがこれを不服として本件控訴を提起した。

本判決は，「著名人の氏名・肖像の使用が違法性を有するか否かは，著名人が自らの氏名・肖像を排他的に支配する権利と，表現の自由の保障ないしその社会的に著名な存在に至る過程で許容することが予定されていた負担との利益較量の問題として相関関係的にとらえる必要があるのであって，その氏名・肖像を使用する目的，方法，態様，肖像写真についてはその入手方法，著名人の属性，その著名性の程度，当該著名人の自らの氏名・肖像に対する使用・管理の態様等を総合的に観察して判断されるべきものということができる」とした上で，本件記事の構成，ダイエット記事としての内容，本件写真の使用態様などによると，「本件写真の使用は，ピンク・レディーの楽曲に合わせて踊ってダイエットをするという本件記事に関心を持ってもらい，あるいは，その振り付けの記憶喚起のために利用しているものということができる」などとし，「本件記事における本件写真の使用は，控訴人らが社会的に顕著な存在に至る過程で許容することが予定されていた負担を超えて，控訴人らが自らの氏名・肖像を排他的に支配する権利が害されているものということとはできない」として，控訴を棄却した。